

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	宇美町

宇美町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担 当 部 署 名	宇美町役場都市整備課農林振興係
所 在 地	福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号
電 話 番 号	092-934-2223(直通)
F A X 番 号	092-933-7512(代表)
メールアドレス	nourin@town.umi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・シカ・カラス・ドバト・アナグマ・アライグマ・ニホンザル
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	宇美町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和5年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害金額	被害面積
イノシシ	水稻	645千円	0.61ha
シカ		0千円	0ha
カラス		0千円	0ha
ドバト		0千円	0ha
アナグマ		0千円	0ha
アライグマ		0千円	0ha
ニホンザル		0千円	0ha
合 計		645千円	0.61ha

(2) 被害の傾向

イノシシについては町内の山間部全域に生息していると思われ農作物への被害が発生している。特に山間部周辺の水稲への被害が多く発生している。
シカの生息状況については近隣市町(三郡山系)から生息が拡大してきており、今後、農作物への被害が予想される。
カラス・ドバトについては、農作物の被害報告までは至っていないが、今後、農作物被害が予想される(近年、家庭菜園での食害と糞害が起きている)。
アナグマについては、農作物の被害は報告されてはいないが、人家付近での出没が確認され、生息域の拡大や個体数の増加により、農作物の被害が予想される。
アライグマについては、宇美町では生息していなかったが、設置した箱罠に誤って捕獲されたほか、ロードキルされた個体が見つかるなど町内でも生息が確認されたため、今後生息域の拡大や個体数の増加により、農作物の被害が予想される。
ニホンザルについては、農作物の被害は報告されておらず、群れの生息は確認されていないが、近隣市町から侵入してきたはぐれ猿が山間部だけではなく住宅地でも目撃されており、農作物被害だけではなく、生活被害も懸念される。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣名	指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和9年度)
イノシシ	被害金額	645千円	600千円
	被害面積	0.61ha	0.55ha
シカ	被害金額		
	被害面積		
カラス	被害金額		
	被害面積		
ドバト	被害金額		
	被害面積		
アナグマ	被害金額		
	被害面積		
アライグマ	被害金額		
	被害面積		
ニホンザル	被害金額		
	被害面積		

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	猟友会に捕獲を委託し、銃器及び箱わなによる捕獲を行っている。	猟友会と農業者による捕獲活動を行っているが、狩猟免許所持者が少なく捕獲活動に限りがある。また狩猟免許保持者の年齢層に偏りがあり、今後若年層の新規狩猟免許取得を推奨していく必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	「猪被害防止対策補助」として、侵入防止柵などの材料経費の1/2・上限10万円を町単独の補助事業として実施している。鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、電気柵とワイヤーメッシュを希望集落に自力施工で設置した。	防護柵を設置した後、設置個所では被害が減ったが、防護柵の下を掘って侵入するなど設置した柵の適正な維持管理を徹底していく必要がある。
生息環境管理その他の取組	実施隊が中心となって、山間部周辺の農地の草刈を定期的に行うなどし、被害の軽減を図っている。目撃があった際は巡回を行い、遭遇した場合は追い払いを実施。	草刈の範囲が広く、人員確保に苦慮している。巡回時に遭遇することはほとんどないので、実際に遭遇した際に迅速に追い払いが実施出来る隊員が少ない。そのため、追い払い方法についても周知を徹底する必要がある。

(5) 今後の取組方針

箱わなによる捕獲を推奨し、狩猟免許の取得者を増やすことによって捕獲体制の強化を図り、農作物への被害軽減を効率的に行えるように取り組む。 また、農地と山林の間に緩衝帯を設置し、イノシシ・シカを寄せ付けない集落環境づくりに取り組む。既に設置済の防護柵は周辺の草刈を定期的に行うなど管理を徹底し、被害の軽減を図る。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

箱わなの見回りや捕獲を主として実施隊で行い、さらに箱わなでは捕獲できないエリアについては宇美猟友会に委託し銃器による予察捕獲(イノシシ)と対処捕獲(シカ、カラス、ドバト、アナグマ、アライグマ、ニホンザル)を行っている。猟友会を含む実施隊が捕獲を行うことで、捕獲活動の拡充化を図っている。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ・シカ カラス・ドバト アナグマ・アライグマ ニホンザル	・農林業者による捕獲活動を推進し、狩猟免許取得の 情報提供や担い手となる若者へのアプローチを行って いくことで、人材の確保を目指す。
令和8年度	イノシシ・シカ カラス・ドバト アナグマ・アライグマ ニホンザル	・農林業者による捕獲活動を推進し、狩猟免許取得の 情報提供や担い手となる若者へのアプローチを行って いくことで、人材の確保を目指す。
令和9年度	イノシシ・シカ カラス・ドバト アナグマ・アライグマ ニホンザル	・農林業者による捕獲活動を推進し、狩猟免許取得の 情報提供や担い手となる若者へのアプローチを行って いくことで、人材の確保を目指す。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシは令和3年度から令和5年度までの過去3ヵ年の捕獲実績の平均値を基準として設定する。その他の対象鳥獣については被害報告が上がっていないが、目撃情報が多く寄せられているため、目撃情報をもとに設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	80	80	80
シカ	10	10	10
カラス	20	20	20
ドバト	20	20	20
アナグマ	5	5	5
アライグマ	5	5	5
ニホンザル	2	2	2

捕獲等の取組内容
捕獲手段:銃器・箱わな 捕獲期間:作物の収穫時期等にあわせて必要な期間を被害状況により設定 捕獲場所:町内全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度

(2)侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ	整備済の侵入防止柵について、実施隊が中心となり侵入防止柵周辺の草刈を行う。また侵入防止柵の修繕や交換が必要な箇所の農地所有者に関しては宇美町猪被害防止対策事業を案内し、迅速な修繕、交換が出来るようにする。
令和8年度	イノシシ	整備済の侵入防止柵について、実施隊が中心となり侵入防止柵周辺の草刈を行う。また侵入防止柵の修繕や交換が必要な箇所の農地所有者に関しては宇美町猪被害防止対策事業を案内し、迅速な修繕、交換が出来るようにする。
令和9年度	イノシシ	整備済の侵入防止柵について、実施隊が中心となり侵入防止柵周辺の草刈を行う。また侵入防止柵の修繕や交換が必要な箇所の農地所有者に関しては宇美町猪被害防止対策事業を案内し、迅速な修繕、交換が出来るようにする。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ	侵入防止柵周辺に関しては従来講じてきた草刈の徹底を計り、農地周辺に生息出来ない環境づくりを維持する。また農地周辺を定期的に巡回する。巡回する際は放置果樹や野菜がないかをつぶさに確認し、放置果樹や野菜を発見した際は農地所有者に指導を行う。
令和8年度	イノシシ	侵入防止柵周辺に関しては従来講じてきた草刈の徹底を計り、農地周辺に生息出来ない環境づくりを維持する。また農地周辺を定期的に巡回する。巡回する際は放置果樹や野菜がないかをつぶさに確認し、放置果樹や野菜を発見した際は農地所有者に指導を行う。
令和9年度	イノシシ	侵入防止柵周辺に関しては従来講じてきた草刈の徹底を計り、農地周辺に生息出来ない環境づくりを維持する。また農地周辺を定期的に巡回する。巡回する際は放置果樹や野菜がないかをつぶさに確認し、放置果樹や野菜を発見した際は農地所有者に指導を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
粕屋警察署	住民の安全確保
宇美町役場	広報、周知
宇美町鳥獣被害対策実施隊	追い払い、捕獲
宇美猟友会	追い払い、捕獲

(2) 緊急時の連絡体制

宇美町役場→粕屋警察署 ↓ 宇美猟友会→宇美町鳥獣被害対策実施隊
--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、焼却処分を基本とし、やむ得ない場合は生態系に影響を与えないように埋設処理を行う。
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	宇美町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
宇美町	会を代表し、会の活動を総括する。
宇美町農業委員会	事務局が提案した企画を検討する。
粕屋農業協同組合	事務局が提案した企画を検討する。
宇美猟友会	協議会の活動に対し、技術的な指導を行う。
福岡県福岡農林事務所 北筑前普及指導センター	協議会の活動に対し、指導・助言を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
福岡県福岡農林事務所	協議会の活動に対し、指導・助言を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

町職員に加え、宇美猟友会を中心としたメンバーを追加して編成。
○実施隊内訳
・町職員5名 ・猟友会16名(内、農家5名が自主的に罠免許を取得し実施隊として捕獲活動を行っている。活動範囲を広げるため地元猟友会に所属し活躍している。)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害実態や生息区域状況を把握する調査体制の設置。
新規狩猟免許取得者に対する捕獲器具に対する適切な使用の指導体制の設置。